

健康保険法施行規則第五十三条第一項第五号等に規定する厚生労働大臣が定める方法の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二百四十四号

健康保険法施行規則第五十三条第一項第五号等に規定する厚生労働大臣が定める方法（令和六年厚生労働省告示第三百四十九号）の一部を次の表のように改正し、令和七年九月十九日から適用する。

令和七年九月十八日

厚生労働大臣 福岡 資麿

改正後	1 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第五十三條第一項第五号、船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）第四十二條第一項第五号、国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第二十四條の五第一項第四号及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第二百二十九号）第三十條の三第四号に規定する厚生労働大臣が定める方法は、当分の間、次の各号に掲げるものとする。ただし、当該各号に掲げる方法により、被保険者（健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定による被保険者（同法第三條第二項に規定する日雇特例被保険者を除く。）若しくはその被扶養者、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による被保険者若しくはその被扶養者、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）の規定による被保険者又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定による被保険者をいう。以下同じ。）が療養の給付を受ける資格があることの確認を受けることができるのは、当該被保険者が健康保険法第三條第十三項に規定する電子資格確認によつてその資格があることの確認を受けることができなかつた場合に限る。 一 個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）次号において「番号利用法」という。）第二條第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）とともに、高齢者の医療の確保に関する法律第七條第二項に規定する保険者（共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団を除く。）又は同法第四十八條に規定する後期高齢者医療広域連合（<u>第四号</u>において「保険者等」という。）から被保険者に対して通知された資格情報通知書（健康保険法施行規則第五十一條の三第一項、船員
改正前	1 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第五十三條第一項第五号、船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）第四十二條第一項第五号、国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第二十四條の五第一項第四号及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第二百二十九号）第三十條の三第四号に規定する厚生労働大臣が定める方法は、当分の間、次の各号に掲げるものとする。ただし、当該各号に掲げる方法により、被保険者（健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定による被保険者（同法第三條第二項に規定する日雇特例被保険者を除く。）若しくはその被扶養者、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による被保険者若しくはその被扶養者、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）の規定による被保険者又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定による被保険者をいう。以下同じ。）が療養の給付を受ける資格があることの確認を受けることができるのは、当該被保険者が健康保険法第三條第十三項に規定する電子資格確認によつてその資格があることの確認を受けることができなかつた場合に限る。 一 個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）次号において「番号利用法」という。）第二條第七項に規定する個人番号カードをいう。同号において同じ。）とともに、高齢者の医療の確保に関する法律第七條第二項に規定する保険者（共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団を除く。）又は同法第四十八條に規定する後期高齢者医療広域連合（<u>第三号</u>において「保険者等」という。）から被保険者に対して通知された資格情報通知書（健康保険法施行規則第五十一條の三第一

（傍線部分は改正部分）

保険法施行規則第四十条の三第一項、国民健康保険法施行規則第七条の三第一項及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第二十条に規定する資格情報通知書をいう。）を提示する方法

二 個人番号カードとともに、情報提供等記録開示システム（番号利用法附則第六条第三項に規定する情報提供等記録開示システムをいう。次号において同じ。）を通じて取得した当該被保険者又は被扶養者の資格に係る情報が記録されたものを提示する方法

三 移動端末設備（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第十二条の二第四項第二号に規定する移動端末設備をいい、当該移動端末設備に組み込まれた電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第三十五条の二第一項に規定する電磁的記録媒体に同項に規定する移動端末設備利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を用いて情報提供等記録開示システムを通じて取得した当該被保険者又は被扶養者の資格に係る情報を提示する方法

四 個人番号カード利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第十二条第一項に規定する個人番号カード利用者証明用電子証明書をいう。以下この号において同じ。）の発行を受けた者が、当該個人番号カード利用者証明用電子証明書の有効期間が満了した日から当該日の属する月の末日から三月を経過するまでの間において、当該個人番号カード利用者証明用電子証明書に記録された利用者証明用電子検証符号（同法第二条第五項に規定する利用者証明用電子検証符号をいう。）に対応する利用者証明用電子符号（同項に規定する利用者証明用電子符号をいう。）を用いた本人確認を受けた上で、保険者等に対し、被保険者又は被扶養者の資格に係る情報（保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、電子情報処理組織

項、船員保険法施行規則第四十条の三第一項、国民健康保険法施行規則第七条の三第一項及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第二十条に規定する資格情報通知書をいう。）を提示する方法

二 個人番号カードとともに、番号利用法附則第六条第三項に規定する情報提供等記録開示システムを通じて取得した当該被保険者又は被扶養者の資格に係る情報が記録されたものを提示する方法

（新設）

三 利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。以下この号において同じ。）の発行を受けた者が、当該利用者証明用電子証明書の有効期間が満了した日から当該日の属する月の末日から三月を経過するまでの間において、当該利用者証明用電子証明書に記録された利用者証明用電子検証符号（同法第二条第五項に規定する利用者証明用電子検証符号をいう。）に対応する利用者証明用電子符号（同項に規定する利用者証明用電子符号をいう。）を用いた本人確認を受けた上で、保険者等に対し、被保険者又は被扶養者の資格に係る情報（保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技

2

を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、保険者等から回答を受けて当該情報を療養の給付を受けようとする保険医療機関等（健康保険法第六十三条第三項各号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局をいう。）又は同法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護を受けようとする同項に規定する指定訪問看護事業者に提供し、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から被保険者又は被扶養者であることの確認を受ける方法

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第四条の三第一項に規定する厚生労働大臣が定める方法は、当分の間、前項第二号から第四号までに掲げるものとする。ただし、被保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者をいう。以下同じ。）が同法第三十四条第六項に規定する電子資格確認を受けることができなかつた場合において、医療扶助を受給する被保護者であることの確認を受けるときに限ることとする。この場合における前項第二号から第四号までの規定の適用については、同項第二号中「被保険者又は被扶養者の」とあるのは「被保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者をいう。以下同じ。）の医療扶助の受給」と、同項第三号中「被保険者又は被扶養者の」とあるのは「被保護者の医療扶助の受給」と、同項第四号中「保険者等」とあるのは「保護の実施機関（生活保護法第四十九条第四項に規定する保護の実施機関をいう。以下同じ。）に」と、「被保険者又は被扶養者の」とあるのは「被保護者の医療扶助の受給」と、「保険給付」とあるのは「医療の給付」と、「保険者等から」とあるのは「保護の実施機関から」と、「療養の給付を受けようとする保険医療機関等（健康保険法第六十三条第三項各号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局をいう。）又は同法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護を受けようとする同項に規定する指定訪問看護事業者」とあるのは「医療の給付を受ける医療機関」と、「保険医療機関等又は指定訪問看護事業者」とあるのは「指定訪問看護事業者」とあるのは「医療の給付を受ける医療機関」と、「保険医療機関等又は指定訪問看護事業者」とあるのは「指定訪問看護事業者」とあるのは「医療の給付を受ける医療機関」と、

2

術を利用する方法により、保険者等から回答を受けて当該情報を療養の給付を受けようとする保険医療機関等（健康保険法第六十三条第三項各号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局をいう。）又は同法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護を受けようとする同項に規定する指定訪問看護事業者に提供し、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から被保険者又は被扶養者であることの確認を受ける方法

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第四条の三第一項に規定する厚生労働大臣が定める方法は、当分の間、前項第三号に掲げるものとする。ただし、被保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者をいう。以下同じ。）が同法第三十四条第六項に規定する電子資格確認を受けることができなかつた場合に医療扶助を受給する被保護者であることの確認を受ける場合に限ることとし、この場合における同法の規定の適用については、同法中「保険者等」とあるのは「保護の実施機関（生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第十九条第四項に規定する保護の実施機関をいう。以下同じ。）に」と、「被保険者又は被扶養者の」とあるのは「被保護者（同法第六条第一項に規定する被保護者をいう。以下同じ。）の医療扶助の受給」と、「保険給付」とあるのは「医療の給付」と、「保険者等から」とあるのは「保護の実施機関から」と、「療養の給付を受けようとする保険医療機関等（健康保険法第六十三条第三項各号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局をいう。）又は同法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護を受けようとする同項に規定する指定訪問看護事業者」とあるのは「医療の給付を受ける医療機関」と、「保険医療機関等又は指定訪問看護事業者」とあるのは「医療機関」と、「被保険者又は被扶養者で」とあるのは「医療扶助を受給する被保護者で」とする。

とあるのは「医療機関」と、「被保険者又は被扶養者で」とあるのは「医療扶助を受給する被保護者で」とする。